



社福ファミリーユ高知事件 その14

争点3及び4（H理事長及び被告Y2の言動の不法行為の正当性及びその損害）について

（1）H理事長について

ア 上記1（2）イのとおり、H理事長が、原告に対し、平成30年5月24日、理事長室において、「理事長からの信頼を失ったらどうせないかん?」、「辞表を書いてください。」等と言ったり、指を折って月数を数える動作をしながら「引継ぎもあるから6、7、8末で。」等と言ったりした事実が認められ、H理事長が原告に対して退職勧奨を行ったものと認められる。もともと、上記退職勧奨は、平成30年3月から4月にかけて生じた本件大量退職（上記1（2）ア）及びその原因が原告にある旨の本件投書（上記1（2）イ）を受け、被告Y2が行った本件事前調査の結果である第1回目の調査報告書を踏まえて行われたものであり（上記1（2）イ）、被告法人において一応の根拠に基づいて行われたものであること、その態様も、上記のとおり辞表の提出や引継ぎを求めるといった程度のものであることからすれば、上記退職勧奨が、社会的相当性を逸脱した態様での半強制的ないしは執拗なものであるとは認められない。

イ また、上記1（2）オのとおり、H理事長が、原告に対し、平成30年6月11日、J管理棟9階の理事長室において、「どうしても（辞表を）書かんとやうんか?」等と言ったことが認められ、これもH理事長が原告に対して退職勧奨を行ったものといえることができる。

もともと、上記アの経緯に加え、その後も被告Y2による調査が行われ、その調査結果をまとめた資料が作成され、H理事長もその内容を確認していたこと（上記1（2）エ、オ）、H理事長は、調査結果をまとめた資料を原告に提示し、これに対する質問や意見を求めていること（上記1（2）オ）、退職勧奨の態様も、上記のとおり辞表作成の意思を尋ねるといった程度のものであることからすれば、上記退職勧奨が、社会的相当性を逸脱した態様での半強制的ないしは執拗なものであるとは認められない。

ウ さらに、上記1（2）ケのとおり、H理事長が、平成30年6月29日、本件センター職員及び被告法人本部職員に対し、説明会の場で、原告がしたとするパワーハラスメントに関する聞き取り調査の経緯、状況等の説明を行うとともに、原告には本件センターから出て行ってもらわなければならない等と考えていること等を述べたことが認められる。もともと、H理事長は、同じ説明の場で、本件センター職員や被告法人本部職員に対し、肯定・否定を問わず原告に対する意見を広く募集している旨の説明も行っていること、本件第三者委員会において調査中であることも説明している。このことに、上記ア及びイの経緯、特に退職者も含めた多数の本件センター職員に対する調査が行われていることを踏まえると、被告法人の理事長であるH理事長において、当時の状況を本件センター職員等に対して説明する必要性は認められ、また、説明内容も、原告が退職すべき旨断定した見解を示している点で原告に対する配慮を欠いたものであることは否定できないものの、本件第三者委員会での調査中である旨や原告に対する意見を広く募集している旨等も説明しているから、H理事長の対応を総体としてみれば、不法行為法上の違法性を有するとはまでは評価できない。

〈つづく〉